



東京都健康安全研究センター
Tokyo Metropolitan Institute of Public Health



精度管理事業および 建築物事業登録制度について

東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課建築物衛生担当

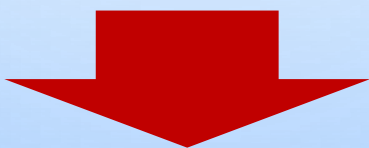
建築物飲料水水質検査業 精度管理事業について

本精度管理事業の概要

<目的>

都知事登録建築物飲料水水質検査事業者に対する

- ・ 分析技術の向上
- ・ 水質検査の信頼性の確保



特定建築物の適切な維持管理に寄与
特定建築物の利用者に対し快適な環境を確保

本精度管理事業の概要

<対象>

都知事登録建築物飲料水水質検査事業者

(水道法に基づく国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関を除く)

<実施方法>

- 1 参加意向調査(参加申込)
- 2 試料配付
- 3 結果報告書提出
- 4 結果書送付
- 5 個別フォローアップ
- 6 講評会

本精度管理事業の実施方法の流れ

東京都

検査機関

実施通知

送付

参加意向

試料

試験

結果書

報告書提出

送付

フォローアップ意向調査

個別フォローアップ

作業書の見直し等

連絡

講評会

これまでの精度管理事業結果

※平成26年度から

年度	対象物質	参加機関数	備考
H26	塩化物イオン	23	
H27	TOC	19	
H28	亜硝酸態窒素	17	
H29	クロロホルム	20	フォローアップ事業開始
H30	臭素酸	13	
R1	銅及びその化合物	19	
R2	鉛及びその化合物	19	
R3	硝酸態窒素、亜硝酸態窒素	19	
R4	テトラクロロエチレン	16(15)	
R5	鉄及びその化合物	18	
R6	TOC	16	
R7	亜硝酸態窒素	15	

個別フォローアップについて

＜対象＞

- ① フォローアップ実施対象条件該当施設 **（推奨）**
- ② フォローアップを希望する施設

＜方法＞ ※ 方法は変わることがあります。

12月ごろ、当センター環境衛生研究科より電話
検査内容や標準作業手順書(SOP)の確認し助言

対象施設・希望施設は是非参加をお願いします。
（特に質問等がない施設は参加不要です。
強制ではありません。）

電子申請システムの活用について

令和6年度建築物飲料水水質検査業精度管理講習会参加意向調査票

入力フォーム

1 2 3

下記のフォームにご入力をお願いします。

【開催日時】 令和7年2月14日（金曜日）午後2時から午後3時30分まで
※受付開始は午後1時30分から
【開催方法】 集合開催
【対象者】 都知事登録建築物飲料水水質検査業登録事業者（水道法第20条第3項機関を除く）
※当講習会は、今年度精度管理事業に参加されなかった事業者も参加可能です。
※会場の都合により、参加者は各機関1名までとさせていただきます。
【参加締切】 令和7年1月17日（金）

Q1. 営業所名を入力してください。 **必須**

0 / 60000

Q2. 営業所電話番号を入力してください。

電話番号

電話番号 **必須**

0 / 15

令和4年度より
利用開始

行政手続のデジタル化
に伴い今後も利用予定

建築物事業登録制度について

事業登録制度の目的

事業者の資質の向上

事業者の適切な業務遂行が建築物衛生の確保に繋がる

様々な立場から・・・

- 登録事業者：物的、人的等の基準を満たすことを証明
- 建築物の管理者：
専門的知識・技能を持つ事業者を選定可能
- 建築物の利用者：
事業者の資質向上による安全な環境の確保

事業登録制度の内容

- 登録は、営業所を管轄する都道府県知事が行う。
- 一定の要件**を満たすことで知事の登録を受けることができ、**登録の表示**をすることができる。
- 登録を受けていない者が、登録業者もしくは類似する表示をすることは禁止されている。
- 業務を行ううえで、登録を受ける義務はない。
⇒ **許認可制度ではない。**
- 有効期間は **6年**



登録業種

- 1号 建築物清掃業
- 2号 建築物空気環境測定業
- 3号 建築物空気調和用ダクト清掃業
- 4号 建築物飲料水水質検査業**
- 5号 建築物飲料水貯水槽清掃業
- 6号 建築物排水管清掃業
- 7号 建築物ねずみ昆虫等防除業
- 8号 建築物環境衛生総合管理業

都内の登録営業所数 (令和7年3月末現在)

業種	営業所数
1号 建築物清掃業	464 件
2号 建築物空気環境測定業	123 件
3号 建築物空気調和用ダクト清掃業	22 件
4号 建築物飲料水水質検査業	40 件
5号 建築物飲料水貯水槽清掃業	747 件
6号 建築物排水管清掃業	170 件
7号 建築物ねずみ昆虫等防除業	281 件
8号 建築物環境衛生総合管理業	344 件
合計	2,191 ¹³ 件

建築物飲料水水質検査業の登録要件

1 物的要件

- (1) 機械器具
- (2) 検査室の設置

2 人的要件

水質検査実施者の選任

3 その他の要件

作業方法や機械器具等の維持管理方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合

登録要件(物的要件)

機械器具

- 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
- フレームレス原子吸光光度計
- 誘導結合プラズマ発光分光分析装置
- 誘導結合プラズマ質量分析装置
- (いずれか一つ)
- イオンクロマトグラフ
- 乾燥器
- 全有機炭素定量装置
- pH計
- 分光光度計又は光電光度計
- ガスクロマトグラフー質量分析計
- 電子天びん又は化学天びん

検査室

- 実験台などの配置が水質検査実施者の作業にとって適切
- 使用しやすい配置
- ドラフトチャンバーの設置
- 必要な換気扇、水栓、ガス栓、コンセント
- 細菌検査と理化学検査の区画
- 防震措置(天びん台など)

登録要件（人的要件（抜粋））

○大学（学校教育法）等にて
所定の課程※¹を修めて卒業

○衛生検査技師
○臨床検査技師

○同等以上の知識・技能
を有する者（技術士等）

○短期大学、高等専門学校
（学校教育法）にて所定の課
程※²を修めて卒業

【卒業証明書など】

実務に1年以上
従事
※技術士は不要

実務に2年以上
従事

【実務従事証明書】

水質検査実施者

※¹ 理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは
獣医学の課程又はこれに相当する課程

※² 生物学、若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程

登録要件（その他の要件）

標準作業マニュアル

水質検査の方法、機械器具などの維持管理方法が、告示第117号に適合している必要がある

- 1) 水質検査の手法
（厚生労働省告示第261号のとおり）
- 2) 採水後の迅速な検査、検査試料の保存
- 3) 試薬・標準物質の保管
- 4) 検査室の整理・清掃 管理責任者
- 5) 機械器具の点検・記録
- 6) 報告書の作成・測定結果の保存（5年間）・責任者
- 7) 業務を委託する場合の方法
- 8) 連絡体制

変更届が必要な場合（主なもの）

変更事項	必要な添付書類
申請者の所在地、名称 （法人代表者を含む）	法人の場合、登記簿謄本又は履歴事項 全部証明書（ 原本 ） 発行日から3箇月以内 のもの
営業所の所在地	最寄りの駅からの案内図
検査室の所在地	平面図、機械器具の配置図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
水質検査実施者の変更	資格を証する書類（原本） 実務従事証明書（原本）
その他の要件	水質検査及び水質検査に用いる機械器具 その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

変更届に関する注意事項①

- **手数料・押印は不要**
- 変更内容（※）によっては**立入検査**を実施
 - （※） 営業所・検査室・機械器具等に係る変更
- 変更届により登録証明書の記載事項に変更があっても、**登録証明書の訂正・再発行は行わない。**

変更届に関する注意事項②

修士号・博士号を有する水質検査実施者を
追加等を行う際の**資格を証する書類**



登録要件の確認に必要な書類を持参

修士課程・博士課程の修了証書は不要

大学（学校教育法）等で所定の課程を修めた卒業証書

衛生検査技師免許
臨床検査技師免許

その他要件を満たすことがわかる書類

＋ **実務従事証明書**

水質検査実施者の変更の際には、事前にご相談ください。

電子申請

以下の項目を電子申請で受け付けています。

営業所の名称の変更・営業所の責任者の変更・
電話番号の変更・標準作業マニュアルの変更

廃止届（後日登録証明書の原本を郵送できる場合に限る）

【申請方法】

左の二次元コード、もしくは「東京都 事業登録」
と検索した後、「変更届・廃止届」をクリック
→**LOGOフォーム**より申請可能

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/shinsei/henkou_haishi/



建築物事業登録に関する窓口・問合せ

事業登録制度や各種申請様式等に関する情報をお知らせしています。

東京都 事業登録

検索



https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/

広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生担当

〒169-0073 新宿区百人町3-24-1 本館2階

電話 03-5937-1058